附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　労働金庫又は労働金庫連合会が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第二十項に規定する有価証券をいう。以下この項において同じ。）又はその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券（この命令による改正前の労働金庫法施行規則第五十六条第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この項において同じ。）並びに子法人等（労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条の二第二項に規定する子法人等をいう。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）の株式以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についてのこの命令による改正後の労働金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）第五十六条第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

3　新規則別紙様式第二号、別紙様式第六号、別紙様式第九号、別紙様式第九号の二、別紙様式第十号及び別紙様式第十号の二は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○内閣府令・農林水産省令第六号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第三十五条第一項（同法第九十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、第七十五条の二第一項及び第八十条第三項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

内閣総理大臣　菅　直人
農林水産大臣　鹿野　道彦

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百六条第六項第二号中「保有する債券」の下に「（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）」を加える。

別紙様式第二号記載上の注意1(6)及び別紙様式第十号第2の2記載上の注意1(7)中「第5項まで」を「第3項まで」に改める。

附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　農林中央金庫が平成二十年十二月五日から平成二十一年三月三十一日までに売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。以下この項において同じ。）又はその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券（この命令による改正前の農林中央金庫法施行規則第百六条第六項第二号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この項において同じ。）及び子会社等（農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。）の株式以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についてのこの命令による改正後の農林中央金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）第百六条第六項第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

3　新規則別紙様式第二号及び第十号は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

省　令

○総務省令第八十八号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十三条第四項の規定を実施するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

総務大臣　片山　善博

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

総務大臣がその職員に携帯させる化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三十三条第四項の証明書は、別記様式によるものとする。

附　則

この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

別記様式

表

第　号

（12センチメートル）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第33条第2項又は第3項の規定による立入検査等を行う職員の身分証明書

職名
氏名

年　月　日生
年　月　日発行

総務大臣　　印

写真
（縦4.5cm、横3.5cm）

（8センチメートル）

裏

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律抜粋

（立入検査等）

第三十三条　（略）

2　経済産業大臣又は主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ、その職員に、許可製造業者若しくは許可輸入者、第一種特定化学物質等取扱事業者又は第二十六条第一項の規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

3　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第二十二条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

4　前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5～8　（略）

9　第一項から第三項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第三十三条第一項から第三項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二　（略）

三　第四十三条第三号、第四十四条又は前条　各本条の罰金刑